件	名	愛媛県核燃料税条例
主 管	課	税務課
根拠法令等		地方税法

## 【制定の概要】

原子力発電所の立地に伴う財政需要に充てるための財源として、法定外普通税である 核燃料税を設けるために制定(有効期間:施行日から5年間)

	価額割	出力割	核燃料物質重量割		
課税客体	発電用原子炉への核 燃料の挿入	発電用原子炉を設置して 行う運転・廃止の事業 (課税期間) 四半期ごと	発電用原子炉施設における 使用済燃料の貯蔵 (賦課期日) 4月1日		
納税義務者	発電用原子炉(施設)の設置者(四国電力株式会社のみ)				
課税標準	発電用原子炉に挿入 した核燃料の価額	発電用原子炉の熱出力	発電用原子炉施設に貯蔵される使用済燃料(原子核分 製前の核燃料物質)の重量		
税率	100 分の 8. 5	1,000kW につき 44,000円→ <b>59,000円</b> 廃炉事業の場合は 22,000円→ <b>29,500円</b>	1 kg につき 500 円→ <b>600 円</b>		
徴収方法	申告納付				
納期限	核燃料を挿入した日から起算して2月を経過する日の属する月の末日	課税期間の末日の翌日から起算して2月を経過する日	5月31日		

施 行 日 地方税法第 259 条第 1 項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して 4 月を超えない範囲内において規則で定める日(令和 6 年 1 月 16 日を予定)

## 【その他参考事項】

1 核燃料税のこれまでの課税の状況

期	有効期間	税率	税収入(見込み)額
1	5年間 (S54.1.16~S59.1.15)	5% (価額割のみ)	2,245 百万円
2	5年間(S59.1.16~H元.1.15)	7% (価額割のみ)	4,138 百万円
3	5年間(H元.1.16~H6.1.15)	7% (価額割のみ)	3,469 百万円
4	5年間(H6.1.16~H11.1.15)	7% (価額割のみ)	5,434 百万円
5	5年間 (H11.1.16~H16.1.15)	7% (価額割のみ)	3,980 百万円
6	5年間 (H16.1.16~H21.1.15)	10% (価額割のみ)	4,033 百万円
7	5年間 (H21.1.16~H26.1.15)	13% (価額割のみ)	3, 195 百万円
8	5年間(H26.1.16~H31.1.15)	8.5% (価額割) 8.5%相当 (出力割) (H29.7~廃炉事業に係る出力割(30,000円/1,000kW)追加)	5,777 百万円
9	5年間(H31.1.16~R6.1.15)	8.5%(価額割)8.5%相当(出力割) (22,000円/1,000kW(出力割廃炉事業分)) 500円/kg(核燃料物質重量割)	7,983 百万円
10	5年間(R6.1.16~R11.1.15)	8.5%(価額割)9.5%相当(出力割) (29,500円/1,000kW(出力割廃炉事業分)) 600円/kg(核燃料物質重量割)	10, 233 百万円

2 他県の核燃料税の課税状況 \*佐賀県は、令和5年9月議会の条例改正で税率の引上げを予定

	10 111111111111111111111111111111111111		, , , , , ,		, , , , , , , , ,	<i>v</i> − . • .	
		福井県	鹿児島県	宮城県	北海道	佐賀県	愛媛県
税	価 額 割	8. 5%	8. 5%	8. 5%	8. 5%	8. 5%	8. 5%
	出力割	51, 200 円	54, 150 円	22, 300 円	37, 750 円	59,000円	59,000円
率	(廃炉事業)	(上記額の 1/2)	_	(11, 150 円)	_	(29, 500 円)	(29, 500 円)
	核燃料物質重量割	1,500円	_	_	_	750 円	600 円

※出力割の欄の金額は、熱出力1,000kW当たりの税率、核燃料物質重量割の金額は、使用済燃料の核燃料物質1kg当たりの税率